

# 居宅サービス等の事業の人員及び設備基準等を定める指定基準条例について

## 1. 県が制定する介護保険指定基準条例の概要

(1) 条例施行日 平成25年4月1日

(介護医療院は、平成30年4月1日施行)

(2) 条例と規則委任の整理

従業者の員数や要件等、条例に馴染まないものを規則委任としました。

(例) 訪問介護員等の員数、資格及び居室の床面積等

(3) 県独自の基準を設けるもの

### 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

- ① 東日本大震災の教訓を踏まえ、訪問介護などの訪問系サービスについて、基準省令には規定のない非常災害発生時の安全確保のための計画作成に関する努力義務規定の基準を盛り込みました。
- ② 非常災害対策の規定（通所系サービス）については、非常災害発生時の安全確保のための計画について、より具体的な内容を明示し、各施設に共通して盛り込みました。
- ③ 通所介護の設備及び備品等については、食堂及び機能訓練を行うスペースを確保するため、機能訓練室の一人当たりの必要面積を規定しました。

省令の内容		県の基準
<b>非常災害対策（訪問介護）</b> ※訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導において準用	なし	・指定訪問介護事業者は、 <u>震災、風水害、火災、その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。</u>
<b>非常災害対策（通所介護）</b> ※通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護において準用	・指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	・指定通所介護事業者は、 <u>非常災害に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。</u> ・指定通所介護事業者は、 <u>非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u>
<b>設備及び備品等</b>	・指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を	・指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、指定通所介

	<p>有するほか、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>※以下省略</p>	<p>護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 <u>食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 食堂は、必要な広さを有すること。</p> <p>二 機能訓練室は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>※以下省略</p>
--	--	---

**三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例**

- ① 東日本大震災の教訓を踏まえ、訪問介護などの訪問系サービスについて、基準省令には規定のない非常災害発生時の安全確保のための計画作成に関する努力義務規定の基準を盛り込みました。
- ② 非常災害対策の規定（介護予防通所系サービス）については、非常災害発生時の安全確保のための計画について、より具体的な内容を明示し、各施設に共通して盛り込みました。

	省令の内容	県の基準
<p>① 非常災害対策（介護予防訪問入浴）</p> <p>※介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導において準用</p>	<p>なし</p>	<p>・<u>指定介護予防訪問入浴事業者は、震災、風水害、火災、その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。</u></p>

<p><b>非常災害対策 (介護予防通所 リハ)</b> ※介護予防短期 入所生活介護、 介護予防短期入 所療養介護、介 護予防特定施設 入居者生活介護 において準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、<u>非常災害に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業員に周知しなければならない。</u></li> <li>・指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、<u>非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></li> </ul>
---	---	---

### 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

- ① 特別養護老人ホームの従来型の一室の居室定員については、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで、多床室を整備することも可能とするため、「4人以下」と規定しました。
- ② 設備については、老人福祉法の関係通知である「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、特別養護老人ホームの夜間における宿直員の配置が義務付けられていることから、「宿直室」を運営上必要に応じて設ける設備として規定しました。

	省令の内容	県の基準
<p><b>設備に関する基準(従来型施設)</b> ※地域密着型特別養護老人ホームについても同様</p>	<p>・特別養護老人ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 居室 二 静養室 三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室 十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>・前号各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ <u>一の居室の定員は、1人</u> <u>とすること。</u> <u>ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする</u> <u>ことができる。</u></p>	<p>・特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 居室 二 静養室 三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室 十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、<u>事務室、宿直室</u>その他の運営上必要な設備</p> <p>・<u>居室の一室の定員は、4人以下とする。</u></p>

<p><b>設備に関する基準（ユニット型施設）</b> ※ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについても同様</p>	<p>・ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 浴室</li> <li>三 医務室</li> <li>四 調理室</li> <li>五 洗濯室又は洗濯場</li> <li>六 汚物処理室</li> <li>七 介護材料室</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ul>	<p>・ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 浴室</li> <li>三 医務室</li> <li>四 調理室</li> <li>五 洗濯室又は洗濯場</li> <li>六 汚物処理室</li> <li>七 介護材料室</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、<u>事務室、宿直室</u>その他の運営上必要な設備</li> </ul>
---	--	---

**三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**

介護老人福祉施設の従来型の一室の居室定員については、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで、多床室を整備することも可能とするため、「4人以下」と規定しました。

	省令の内容	県の基準
<p><b>設備に関する基準（従来型施設）</b></p>	<p>・施設の設備の基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 居室 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 1の居室の定員は、1人とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。</p>	<p>・<u>居室の一室の定員は、4人以下とする。</u></p>

### 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

介護老人保健施設の施設については、サービス提供をするうえで介護に必要な物品等が保管されている「介護材料室」は設けるべき施設として、薬剤師の設置が必要な場合において薬剤師法で設置が規定されている「調剤所」を「事務室」とともに運営上必要に応じて設ける施設として規定しました。

	省令の内容	県の基準
施設に関する基準(従来型施設)	<p>・介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 療養室</li> <li>二 診察室</li> <li>三 機能訓練室</li> <li>四 談話室</li> <li>五 食堂</li> <li>六 浴室</li> <li>七 レクリエーション・ルーム</li> <li>八 洗面所</li> <li>九 便所</li> <li>十 サービス・ステーション</li> <li>十一 調理室</li> <li>十二 洗濯室又は洗濯場</li> <li>十三 汚物処理室</li> </ul>	<p>・介護老人保健施設には、次の各号に掲げる施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 療養室</li> <li>二 診察室</li> <li>三 機能訓練室</li> <li>四 談話室</li> <li>五 食堂</li> <li>六 浴室</li> <li>七 レクリエーション・ルーム</li> <li>八 洗面所</li> <li>九 便所</li> <li>十 サービス・ステーション</li> <li>十一 調理室</li> <li>十二 洗濯室又は洗濯場</li> <li>十三 汚物処理室</li> <li>十四 介護材料室</li> <li>十五 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ul>
施設に関する基準(ユニット型施設)	<p>・ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 診察室</li> <li>三 機能訓練室</li> <li>四 浴室</li> <li>五 サービス・ステーション</li> <li>六 調理室</li> <li>七 洗濯室又は洗濯場</li> <li>八 汚物処理室</li> </ul>	<p>・ユニット型介護老人保健施設には、次の各号に掲げる施設を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 診察室</li> <li>三 機能訓練室</li> <li>四 浴室</li> <li>五 サービス・ステーション</li> <li>六 調理室</li> <li>七 洗濯室又は洗濯場</li> <li>八 汚物処理室</li> <li>九 介護材料室</li> <li>十 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ul>

### 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

介護医療院サービスを提供するうえで介護に必要な物品等が保管されている「介護材料室」は備えられるべき施設であり、事務室その他の運営上必要な施設とともに規定しました。

#### ア 従来型施設

省令の内容		県の基準案
施設に関する基準 (厚生労働省令で定める基準)	介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。 一 療養室 二 診察室 三 処置室 四 機能訓練室	介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。 一 療養室 二 診察室 三 処置室 四 機能訓練室
施設に関する基準 (参酌すべき基準)	五 談話室 六 食堂 七 浴室 八 レクリエーション・ルーム 九 洗面所 十 便所 十一 サービス・ステーション 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室	五 談話室 六 食堂 七 浴室 八 レクリエーション・ルーム 九 洗面所 十 便所 十一 サービス・ステーション 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、 事務室その他の運営上必要な施設

#### イ ユニット型施設

省令の内容		県の基準案
施設に関する基準 (省令で定める基準)	ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。 一 ユニット 二 診察室 三 処置室 四 機能訓練室	ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。 一 ユニット 二 診察室 三 処置室 四 機能訓練室
施設に関する基準 (参酌すべき基準)	五 浴室 六 サービス・ステーション 七 調理室 八 洗濯室又は洗濯場 九 汚物処理室	五 浴室 六 サービス・ステーション 七 調理室 八 洗濯室又は洗濯場 九 汚物処理室 十 介護材料室 十一 前各号に掲げるもののほか、 事務室その他の運営上必要な施設